

平成24年度

徳島県立特別支援学校  
高等部生徒募集選抜要項

徳島県立みなと高等学園(素案)



徳島県立みなと高等学園の平成24年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

## 《 徳島県立みなと高等学園 》

### I 第1次募集

[ 日 程 ]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成24年〇月〇日(〇)から〇月〇日(〇)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は 正午までとする。
検 査 日	平成24年〇月〇日(〇)
選抜結果の通知日	平成24年〇月〇日(〇)

### 第1 募 集

#### 1 募集学科及び募集定員

募 集 学 科	募 集 定 員
商業ビジネス科	8名
情報デザイン科	8名
生産サービス科	8名
流通システム科	8名

#### 2 出願資格

##### (1) 商業ビジネス科・情報デザイン科

出願資格者は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項（9ページ・別記2）に規定する発達障害者のうち、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3（8ページ・別記1）に規定する病弱者とする。なお、病弱者については、心身症、精神疾患

等により継続的な医療又は生活規制が必要な者とする。

ア 平成24年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校を卒業又は修了した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

## (2) 生産サービス科・流通システム科

出願資格者は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項（9ページ・別記2）に規定する発達障害者のうち、次のアからウのいずれかに該当し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3（8ページ・別記1）に規定する知的障害者とする。

ア 平成24年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校を卒業又は修了した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

## 第2 出 願

### 1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記3（10ページ）により、手続きを行わなければならない。
- (2) 商業ビジネス科又は情報デザイン科を志望する者は、当該2科を志望順に記して出願することができる。
- (3) 生産サービス科又は流通システム科を志望する者は、当該2科を志望順に記して出願することができる。
- (4) 出願後、志望学科を変更することはできない。

### 2 受付期間

入学願書等の受付期間は、○月○日(○)から○月○日(○)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

### 3 出願の手続等

- (1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由してみなと高等学園校長に提出する。

(7) 入学願書（様式第○号）

(イ) 調査書

みなと高等学園指定の様式を使用し、出身学校長が作成したもの

(ウ) 受検票（みなと高等学園が指定する様式）

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第○号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があった場合は、改定後の料金の切手）をはること。

(オ) 障害又は疾患があることを証明する医師の診断書、療育手帳の写し等、みなと高等学園校長が実施要領に定める書類

イ 特別な理由により、高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校の校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書（様式第5号）を中学校長に提出する。

ウ 「第1 募集 2 出願資格 (1) 商業ビジネス科・情報デザイン科 ウ」又は「第1 募集 2 出願資格 (2) 生産サービス科・流通システム科 ウ」による者は、上記アに示された書類のうち、調査書に代えて、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、みなと高等学園校長に提出する。

(2) みなと高等学園校長による措置

ア みなと高等学園校長は、調査書と受検票については要項において示された様式（様式第○号、様式第○号）をもとに、志願者の状況に応じた様式を作成する。

イ みなと高等学園校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ みなと高等学園校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、「第1 募集 2 出願資格 (1) 商業ビジネス科・情報デザイン科 イ又はウ」及び「第1 募集 2 出願資格 (2) 生産サービス科・流通システム科 イ又はウ」による者には、直接、受検票を交付する。

エ みなと高等学園校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を徳

島県教育委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

(3) その他

- ア 出願書類請求先  
みなと高等学園
- イ 入学考査料  
入学考査料は無料とする。

### 第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

## 第4 検 査

### 1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査、面接などの検査を実施することとし、検査の内容はみなと高等学園校長が定める。

### 2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色、受検生の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検生の普段の学習に過重な負担をかけないように十分配慮すること。
- (3) 問題の程度は、商業ビジネス科・情報デザイン科については、中学校卒業程度、生産サービス科・流通システム科については、より基礎的な程度とする。

### 3 検査の実施

(1) 検査期日

○月○日(○)（徳島県公立高等学校の特色選抜検査日と同日）

なお、検査時間割の詳細は、みなと高等学園校長が定める。

(2) 実施会場

みなと高等学園

(3) 受検者数の報告

みなと高等学園校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

みなと高等学園校長は、検査終了後直ちに、実施した検査の採点等を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

## 第5 選抜の方法

みなと高等学園校長は、調査書、実施した検査の結果などを資料とし、総合的に判定して選抜する。

## 第6 選抜結果の通知等

- 1 みなと高等学園校長は、○月○日(○), 受検者に選抜の結果を簡易書留郵便により通知するとともに、受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告し、3月30日(金)までに、志願者・合格者名簿(様式第○号)、受検者・合格者数集計表(様式○号)及び受検者・合格者状況調査表(様式第○号)を委員会に報告する。

## 第7 その他

- 1 徳島県立みなと高等学園生徒募集選抜の合格者は、徳島県公立高等学校の一般選抜に出願することはできない。
- 2 徳島県立みなと高等学園生徒募集選抜の合格者は、他の徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜を受検することはできない。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第7号)をみなと高等学園校長に提出しなければならない。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第○号)をみなと高等学園校長に提出しなければならない。
- 5 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 6 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記4(11ページ)によるものとする。
- 7 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

## II 第2次募集

第1次募集において募集定員に満たない学科で、第2次募集を実施することとし、次の記載事項以外は、第1次募集に準じる。徳島県公立高等学校の特色選抜、一般選抜又は徳島県立みなと高等学園以外の徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜の合格者は、出願することはできない。

### 1 受付期間

入学願書等の受付期間には、○月○日(○)から○月○日(○)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

### 2 検査期日

検査期日は、○月○日(○)とする。

### 3 検査の内容

学校・学科の特色に応じて、みなと高等学園校長が検査内容を定める。

### 4 選抜結果の通知

通知日は、○月○日(○)とする。



# 別記

別記 1

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

第22条の3

法第75条の政令で定める視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は，次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によつても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち，補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的発達が遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</li> <li>2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち，社会生活への適応が著しく困難なもの</li> </ol>
肢 体 不 自 由 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</li> <li>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</li> </ol>
病 弱 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</li> <li>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</li> </ol>

備考

- 1 視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は，日本工業規格によるオーディオメータによる。

## 別記 2

### 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）

#### 第2条第1項

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

### 発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）

#### 第1条

発達障害者支援法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

### 発達障害者支援法施行規則（平成17年厚生労働省令第81号）

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

### ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

#### F80-F89 心理的発達の障害

- ・ F80 会話及び言語の特異的発達障害
- ・ F81 学習能力の特異的発達障害
- ・ F82 運動機能の特異的発達障害
- ・ F83 混合性特異的発達障害
- ・ F84 広汎性発達障害
- ・ F88 その他の心理的発達障害
- ・ F89 詳細不明の心理的発達障害

#### F90-F98 小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

- ・ F90 多動性障害
- ・ F91 行為障害
- ・ F92 行為及び情緒の混合性障害
- ・ F93 小児（児童）期に特異的に発症する情緒障害
- ・ F94 小児（児童）期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害
- ・ F95 チック障害
- ・ F98 小児（児童）期及び青年期に通常発症するその他の行為及び情緒の障害

## 別記3

### 県外から志願する者の手続

一家転住等の特別な事情があって、県外から県立特別支援学校を志願する者は、県外志願特例措置願（様式第〇号）を委員会へ提出し、承認を受けなければならない。その手続については、次によるものとする。

#### 1 手続方法

##### (1) 手続期間

平成〇年〇月〇日(〇)～平成〇年〇月〇日(〇)

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

##### (2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形3号23.5cm×12cm〕に宛先を記入し、380円切手〔簡易書留郵便とする。料金改定があった場合は、改定後の料金の切手〕を貼付する。）

##### (3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等

ア 「入学希望校及び学科」欄には、特別支援学校のうち、手続時点において、入学を希望する学校及び学科を記入すること。

イ 「理由」欄にはできるだけ具体的にその理由を記入すること。

ウ 緊急時の連絡のため、連絡先の電話番号を明記すること。（市外局番も必ず記入すること）

##### (4) 提出先・問い合わせ先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 特別支援教育課 推進担当 電話 088-621-3141

ファクシミリ 088-621-2882

#### 2 各特別支援学校への出願について

承認された県外志願者は、委員会からの承認書を他の出願書類に添付して志願先特別支援学校に提出しなければならない。

## 入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

### 1 受付期間・受付時間

平成○年○月○日（○）から○月○日（○）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日を及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

### 2 開示の内容

- (1) 徳島県立特別支援学校高等部における受検者本人の「学力検査の教科別得点」
- (2) 徳島県立特別支援学校高等部専攻科における受検者本人の「学力検査の教科別得点」

### 3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した特別支援学校で行うものとする。